

令和4年度 ホテル等建築同意申請受付期限等

①	②	③	④申請書提出期限	⑤審議会開催予定日
ホテル等の建築計画の事前相談(住宅政策課建築調整主査・生活衛生課環境衛生係)	計画地に「ホテル等建築計画概要」の標識(看板)設置	説明会の開催・説明会の結果報告	3月17日(木)	4月 5日(火)
			3月31日(木)	4月19日(火)
			4月21日(木)	5月10日(火)
			5月 6日(金)	5月24日(火)
			5月19日(木)	6月 7日(火)
			6月 2日(木)	6月21日(火)
			6月16日(木)	7月 5日(火)
			6月30日(木)	7月19日(火)
			7月21日(木)	8月 9日(火)
			8月 4日(木)	8月23日(火)
			8月18日(木)	9月 6日(火)
			9月 1日(木)	9月20日(火)
			9月15日(木)	10月 4日(火)
			9月29日(木)	10月18日(火)
			10月13日(木)	11月 1日(火)
			10月27日(木)	11月15日(火)
			11月17日(木)	12月 6日(火)
			12月 1日(木)	12月20日(火)
			12月22日(木)	1月10日(火)
			1月 5日(木)	1月24日(火)
1月19日(木)	2月 7日(火)			
2月 2日(木)	2月21日(火)			
2月16日(木)	3月 7日(火)			
3月 3日(金)	3月22日(水)			

※①の事前相談は、旅館業法を所管する環境衛生係とも行う必要があります。

※申請書提出期限までに、「ホテル等建築同意申請書」を12部提出していただけますと、審議会開催予定日の審議会に諮ることができます。

※同意通知書の交付は、審議会開催日の概ね7日～10日後となります。

※同意通知書の交付後に、「中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」による標識設置届や建築確認申請の手続が可能となります。